

富山県保険者協議会設置規程

(目 的)

第1条 富山県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、富山県内医療保険の保険者が連携・協力し、保健事業等の円滑、効率的な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 保健事業等の共同実施に関すること

- ①医療費の調査、分析、評価
- ②被保険者教育・指導等保健事業
- ③保険者間の物的及び人的資源の共同利用
- ④各保険者の独自保健事業についての情報交換
- ⑤医療計画の策定及び変更に関する意見提出
- ⑥医療費適正化計画の策定・変更及び実績評価に関する意見提出
- ⑦医療費適正化計画の実施についての都道府県への協力

(2) 保険者間における意見交換等に関すること

(3) その他、前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 協議会は次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 富山県厚生部厚生企画課
- (2) 国民健康保険関係者
- (3) 全国健康保険協会関係者
- (4) 組合管掌健康保険関係者
- (5) 共済組合関係者
- (6) 後期高齢者医療広域連合関係者
- (7) 富山県医師会、富山県歯科医師会及び富山県薬剤師会の医療関係者

2 協議会は、必要に応じて学識経験者等に意見を伺うものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 富山県保険者協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監事2名

2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。

3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、富山県保険者協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、予め会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、富山県保険者協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(議事)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第9条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、専門部会を設置する。

(費用の負担)

第10条 協議会の運営等に要する経費については、第3条第1項第2号から第6号までの協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、富山県厚生部厚生企画課及び富山県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 15 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 20 日）

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 3 日）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 11 日から施行する。

- 1 第 10 条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

富山県保険者協議会専門部会設置要綱

(目 的)

第1条 富山県保険者協議会設置規程第9条の規定に基づき、次の富山県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、富山県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(任 務)

第2条 専門部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 医療費の調査、分析、評価に関する事項
- (2) 被保険者教育・指導等保健事業に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 専門部会は次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 富山県厚生部厚生企画課
- (2) 国民健康保険関係者
- (3) 全国健康保険協会関係者
- (4) 組合管掌健康保険関係者
- (5) 共済組合関係者
- (6) 後期高齢者医療広域連合関係者

2 専門部会は、必要に応じて富山県、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができるものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 専門部会には、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、部会委員の中から互選する。

2 部会長は、部会の会務を掌理し、専門部会の座長となる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて協議会会長が招集する。

(費用の負担)

第7条 専門部会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、富山県厚生部厚生企画課及び富山県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 2 月 15 日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。